毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲 規 則

告 を定める規則の一部を改正する規則

報

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 ○保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在 が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の区域を変更する件七件

○都市計画事業を認可した件

○道路の供用を開始する件二件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

福

規 則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

令和五年三月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五号

る規則の一部を改正する規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則

に改め、同表夢みなみ農業協司組合の頁中「更多で言、「一二」に、別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「月舘総合支店、小手支店」を「月舘支店」別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「月路総合支店、小手支店」を 稲田支

> 店 大東支店 を「須賀川東支店、 須賀川支店」に改め、 白河中央支店」を削る。

この規則は、 令和五年三月十三日から施行する。

告 示

(出納総務課)

福島県告示第百五十号

の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を楢葉町役場 林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、 次のとおりである。 その

令和五年三月七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名 株式会社磐城銀行

0

通知の内容の要旨

保安林の指定をする予定であること。

2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、

当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

3

保安林の指定をする予定である件(令和五年福島県告示第三十七号)によること。

当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

福島県告示第百五十一号

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 規定により当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

次のとおりである。 令和五年三月七日

福島県知事 内 堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名

三森勇 三森光二 添田喜男 大串幸子 添田鳥之助

通知の内容の要旨

韶

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ まで

大明神一五六番一地先

同

市小高区福岡字

北原八八番三地先から 南相馬市小高区浦尻字

変更後

A

四五四:二

六

四

五.

<u>:</u>

まで

大明神一五六番一地先

同

市小高区福岡字

大明神

二地先

市小高区福岡字 一五七番

から

字市ノ谷四三五番地先南相馬市小高区角部内

В

一 五 ~ 六二・七

九二一・三

2 十二号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和五年福島県告示第六 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

福島県告示第百五十三号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一項の規定に基づき、一般国道

計画課及び福島県県中建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和五年三月七日

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

(森林保全課)

福島県告示第百五十二号

課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 令和五年三月七日 福島県土木部道路総室道路計画一項の規定に基づき、県道につい

小高線 北原八八番三地先から 変更前 A 五・二~ 六、四三五・三県道広野 南相馬市小高区浦尻字 変更前 の 別 (メートル) (メートル) 路線名 区 間 変更後 変更前 敷地の幅員 延 長		
八番三地先から 変更前 A 五・二〜 六、四三五・市小高区浦尻字 変更前 敷地の幅員 延	小高線	線
変更前 A 五・二~ 六、四三五・四四・三 変更前 敷地の幅員 延	北原八八番	区
前 A 四四・三 六、四三五・	二地先から局区浦尻字	間
敷地の幅員 延 カートル (メートル) ボ、四三五・四四・三 ボ、四三五・	変更前	更更
六、 四 三 五 ル	шт	カート:地の幅
. /*	六	<i>x</i> ~
	±1. <u>=</u>	ル

福島県知事 内 堀 雅 雄

	二八八号	路 線 名	
四三番一地先3四三番一地先3円村郡三春町空		区	
まって	とり 士	噩	
変更後	変更前	の変	
12	130	別後	前
	二〇・八	(メートル)	敷地の幅員
1	1	(x)	延
九七・〇	九七・〇	(メートル)	長

(道路計画課)

福島県告示第百五十四号

課及び福島県県中建設事務所で令和五年三月七日から二て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 令和五年三月七日 福島県土木部道路総室道路計画一項の規定に基づき、県道につい 一週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅

雄

	川三春線	五 彩	泉
三八番 同 七都 田村郡 三八番 三八番 三八番 三八番 三八番 三八番 三八番 三八番 三八番 三八番		1	
一地先まで 一地先から 一地先から 一地先がら		Ę	5
変更後	変更前	の多見別後	更更
一〇·四·七~	一 九 ○ 五 四 ~	(メートル)	敷地の幅員
	1 1	(メートル)	延
一二七.四	一二七・四	トル)	長

(道路計画課)

(道路計画課)

福島県告示第百五十五号

報

一項の規定に基づき、 県道につい 供用を開始する。 その関係図面は、 課及び福島県県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第 福島県土木部道路総室道路計画一項の規定に基づき、県道につい

令和五年三月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

霊山線川		路 締 名	Į.
ま 菖 市 一四 乗 アルス		Z	
一三〇番一地先 保原町金原田字 番一地先から 番一地先から		貫	Ī
変更後	変更前	の変	
後	前	更 別 後	更前
三二元八	五三 · ○ ~	(メートル)	敷地の幅員
一、	一、	(x	延
一、四七二・五	一、四七二・五	(メートル)	長

(道路計画課

福島県告示第百五十六号

課及び福島県県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 令和五年三月七日 福島県土木部道路総室道路計画 項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 内 堀 雅 雄

	霊山線 県道伊達	出 彩 名	泉
で 高 市保原 市保原 の 市保原		Þ	₹
番一地先ま	丁を京日字 地先から 町金原田字	Ē	Ī
変更後	変更前	の ਭ 別 彼	更更
二六・〇~	セ・ニ~ 1:1・○	(メートル)	敷地の幅員
七	七	(メートル)	延
七〇・四	七〇・四	ル)	長

令和5年3月7日 火曜日

(道路計画課)

福島県告示第百五十七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第

> 課及び福島県県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 福島県土木部道路総室道路計画

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和五年三月七日

路線名 区間変更後 高市保原町金原田字変更前 八・○~ 高市保原町金原田字変更前 八・○~ 三流・八 一次・四 本前七六番地先から 二六・八 三流・八 七〇・四 大・○~ 七〇・四 大・○~ 七〇・四 正式・八 七〇・四 大・○~ 七〇・四 大・○~ 七〇・四 大・○ 七〇・四				
名 区 間 変更後 エニハ・ハ・〇・ 達 伊達市保原町金原田字 変更前 バ・〇・ 市保原町金原田字 変更前 エニハ・ハ・〇・ ごニハ・ハ・〇・ エニハ・ハ・〇・ で で ア・〇・		霊県	路	\$
名 区 間 変更後 エニハ・ハ・〇・ 達 伊達市保原町金原田字 変更前 バ・〇・ 市保原町金原田字 変更前 エニハ・ハ・〇・ ごニハ・ハ・〇・ エニハ・ハ・〇・ で で ア・〇・	山道 線伊		彩	泉
五番一地先ま 変更前 小・○~ 五番一地先ま 変更前 ハ・○~ 五番一地先ま 変更前 二六・八 「大・○~ 二六・八 <		達	名	1
ま 変更後 グラ 変更前 字 変更前 ハ・〇~ 二六・八 (メートル) 二六・八 (メートル)	伊達市保原町 高 市保原町 工業 一五番			ζ
別 (メートル) (メートル) (メートル) (メートル) (メートル) (メートル)	番一地先ま 町金原田字 地先から		℡	Ī
別 (メートル) (メートル) (メートル) (メートル) (メートル) (メートル)	変	変	の多	変変
別 (メートル) (メートル) (メートル) (メートル) (メートル) (メートル)	史 後	史 前		
八、八、			別仓	後前
X	二六・〇~	二六・〇~	(メートル)	地
こ ・ 四 トル 長	±.	÷	(x)	延
			トル)	長

(道路計画課)

福島県告示第百五十八号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 課及び福島県県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。 福島県土木部道路総室道路計一項の規定に基づき、県道につ 画い

令和五年三月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

Ŕ	泉 三春石川 県道飯野	路	\$
	吞 追 石 飯	殺	R
	川野	名	1
二〇番四地先まで	司	Þ	<u>(</u>
先まで	おり	Ē	đ
変更後	変更前	の変	
发	文 前		更
		別後	色前
三三六八	三三・六~	(メートル)	敷地の幅員
		(メートル)	延
三八.四	三八・四	, ,	
ПП))	長
	1		

(道路計画課)

福島県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建

業について、次のとおり認可した。

令和五年三月七日

施行者の名称

いわき市

福島県知事

内

堀

雅

雄

福島県告示第百六十一号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)

第五十九条第

項の規定により、

都市計画事

設

路 線 名供用開始の区間供用開始の期日		福島県知事 内 堀 雅 雄	令和五年三月七日	政事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
使用の部分 なし	四 事業地 収用の部分 いわき市平字田町、字旧城跡及び字掻槌小路地内	二 事業施行期間 令和五年四月一日から令和十二年三月三十一日まで	いわき都市計画道路事業 三・五・百三十一号 掻槌小路幕ノ内線	一 都市計画事業の種類及び名称

 県 道 梁	路
霊山線	線
	名
○同地伊一同先伊 番 先達地 か達	供
一市か市先市ら市	H
ま町 町 町	開
	始
字宮原原	0
日 田 田 田 田 田 一 田 一 田 一 一 田 一 一 田 一 一 田 一 一 田 一 一 田 一 一 五 冊 一 五 五 冊 五 五 五 五	区
一番四番地	間
令	供
和 五	用
令和五年 三月七日	開
二 月	始
七口	の
Ц	刔
	日

(道路計画課)

福島県告示第百六十号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

番一地先まで	路線
一地先まで 市保原町金原田字菖蒲沢一五 市保原町金原田字北前七六番 令和五達市保原町金原田字北前七六番 令和五	名
地先まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	共
原町金原田字菖蒲沢一五原町金原田字菖蒲沢一五	刊
原田字菖蒲沢一五	荆
上 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	始
沢一五 令和五	カ
令 1 和 五	X
和一方五	間
三月七日	共用開始の期

(道路計画課)

福島県告示第百六十二号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第 一項の規定により、 都市計画

令和五年三月七日

福島県知事

内 堀

雅 雄

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画道路事業 三・三・百四号 内環状線

 \equiv 事業認可の年月日

四 事業施行期間 平成十七年一月十一日

(変更後) 平成十七年一月十一(変更前) 平成十七年一月十一 日から令和十年三月三十一日まで日から平成三十五年三月三十一日 一十一日まで

<u>Ŧ</u>i. 事業地

収用の部分 使用の部分 変更なし 変更なし

(まちづくり推進課

(まちづくり推進課)